

00954

鳥取縣公報

昭和十六年八月一日
第一千二百五十五號

金 曜 日

本書ノ大キサハ規定規格A5列

告 示

◇鳥取縣告示第六百二十一號

昭和十四年十二月商工農林省令第一號暴利行為等取締規則第二條但書ノ規定ニ依リ同條第一項ノ表示ヲ要セザルモノ左ノ通指定シ昭和十六年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年七月鳥取縣告示第四百十四號及昭和十三年八月鳥取縣告示第四百七十二號ハ昭和十六年八月九日限り之ヲ廢止ス
昭和十六年八月一日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

- 一 純然タル農林水產業者ガ其ノ生産品ヲ販賣スル場合但シ販賣所ニ於テ販賣スル場合及行商ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 入札又ハ躰賣ノ方法ニ依リ販賣ヲ爲ス場合
- 三 特定ノ註文ニ依リ製造シタルモノヲ當該註文者ニ販賣スル場合
- 四 其ノ他特別ノ事情ニ依リ知事ノ承認ヲ受ケタル場合

◇鳥取縣告示第六百二十二號

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年八月一日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可
火金 曜日發行 (休日ニ當ル) 第一千二百五十五號

昭和十五年五月鳥取縣告示第三百二十七號學用品ノ販賣價格中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年八月一日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

事務用澱粉糊ノ價格中

高級ヤマト糊高級不易糊

中「六七トアルヲ、七〇」

・同

大「一、二五トアルヲ、四〇」ニ改ム

◇鳥取縣告示第六百二十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年八月一日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣襖表具材料商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ襖表具材料ノ販賣ヲ營ム者

00955

00956

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額 左記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年八月一日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

一 襖 緋 (和歌山縣産)

名 稱	等 級	單 位	販賣業者最高販賣價格
杉生地 檜 塗 定木付		一口四枚	三、九二
同 甲三方花 定木付		同	三、五五
同 檜塗生地使用		同	三、八一
同 三方花 定木付		同	三、三三
同 兩花、横花 定木付		同	三、二六
同 中花		同	二、四四
同 檜生地 玉 緋 通例塗	二 等	同	五、〇二
同	三 等	同	三、三三

00957

二額 緣 (和歌山縣產)	同	八分緣	同	二等	同	三、三〇
杉生地 四分額 檜 塗	同	同	同	三等	同	一、二、五〇
同 同 (無節生地使用)	同	五分額 檜 塗	同		同	三、五、一
同 四分市 檜 塗	同	同	同		同	三、七、五
三屏 風緣 (和歌山縣產)	同	同	同		同	一、八、三
檜生地 山丸 黑塗 角丸 切使	同	同	同		拾本	五、四、六
同 惣丸 黑塗 切使	同	同	同		同	八、四、二
同 本間 六曲 惣丸 黑塗	同	同	同		一、双	一〇、四〇
同 三五、四五、六曲 惣丸 黑塗	同	同	同		同	八、七、三
同 本間 六曲 山丸又八角丸 黑塗	同	同	同		同	八、九、二
同 三五、四五、六曲 山丸 角丸 黑塗	同	同	同		同	七、五、〇
杉生地 檜塗 惣丸	同	同	同		拾本	三、五、一
同 同 (無節使用)	同	同	同		同	三、八、三
同 三方花 山丸	同	同	同		同	二、九、八
同 檜塗 惣丸	同	同	同		同	五、九、七
四女 桑 (黄肌製品) 襖縁及屏風縁 (和歌山縣產)	同	同	同		同	

00958

桑マガエ惣丸 切使 六尺	同	角丸 山丸 切使 六尺	同	一等品	拾本	六、六〇
同 四分額	同	同	同		同	五、八、六
同 五分額	同	同	同		同	四、七、七
五 杉製軸用芯軸棒 (和歌山縣產)	同	同	同		同	四、九、一
八分 軸棒 半月付	同	同	同	一等品	拾本	四、八、三
八分 同	同	同	同		同	五、〇、六
九分 同	同	同	同		同	五、〇、六
一寸 同	同	同	同		同	六、一、五
一寸 同	同	同	同		同	八、六、五
寸二 同	同	同	同		同	一〇、九、二
寸三 同	同	同	同		同	一四、二、二
六 襖骨 (和歌山縣產)	同	同	同		同	
襖骨 三分子	同	同	同	一等品	一東八枚	三、八、一
同 四分子	同	同	同		同	三、五、九
同 同	同	同	同		同	五、一、三
同 中又キ	同	同	同		同	四、八、三
同 同	同	同	同		同	八、二、六
同 同	同	同	同		同	七、六、二

00959

同	杉五分子	間中	同	八、四三
同	同	一半	同	八、一七
七	屏風骨 (和歌山縣產)			
杉	三分子	本間六曲	一等品	一、双十二枚
同	四分子	本間六曲	同	六、五九
同	四分子	返取本間六曲	同	八、七九
同	三分子	四五六曲	同	一〇、二六
同	四分子	四五六曲	同	四、五四
同	四分子	四五六曲	同	五、八六
八	杉製襖骨用打添材 (和歌山縣產)			
	杉五分角	框	拾	本
	同四分角	框	同	一、八一
九	前各表價格ハ賣主店先渡價格トス			一、三三
鳥取縣告示第六百二十四號	小麥粉等製造配給統制規則第三條ノ規定ニ依ル地方小麥粉配給機關左ノ通指定ス		鳥取縣知事	八 田 三 郎
昭和十六年八月一日				
鳥取市藪片原町五拾壹番地				
鳥取縣小麥粉卸商業組合				

00960

鳥取縣告示第六百二十五號	青年學校令施行規則第三十二條第二號ノ規定ニ依リ左ノ施設ノ課程ヲ認定ス		鳥取縣知事	八 田 三 郎
昭和十六年八月一日				
鳥取縣告示第六百二十六號	左記市町村負債整理委員會ヲ廢止セリ		鳥取縣知事	八 田 三 郎
昭和十六年八月一日				
鳥取縣告示第六百二十七號	左記市町村負債整理委員會ヲ廢止セリ		鳥取縣知事	八 田 三 郎
昭和十六年八月一日				
鳥取縣告示第六百二十八號	岩美郡倉田村字橋本八田萬藏ニ對シ昭和十六年七月二十二日羊豚家兔食鶏商免許鑑札左ノ通下附セリ		鳥取縣知事	八 田 三 郎
昭和十六年八月一日				
一 鑑札番號	第一二二號			
一 取扱家畜	食鶏			

00961

鳥取縣告示第六百二十九號

日野郡旭村耕地整理組合第一區換地處分ノ件認可セリ

昭和十六年八月一日

鳥取縣告示第六百三十號

昭和十六年七月二十四日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加豫算並同年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歳入歳出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十六年八月一日

鳥取縣知事 八田三郎

昭和十六年度鳥取縣歲入歳出追加豫算		鳥取縣知事 八田三郎	
歲入	總計	第一項	前年度繰越金 七、九四四
第八款	國庫下渡金 五、九〇三	第二款	國庫補助金 二六五、〇七六
第一款	警察費下渡金 五、九〇三	第五項	勸業費補助金 一、二四七
第九款	雜收入 二七、二九六	第六項	社會事業費補助金 二四三、九四六
第六項	物品賣拂代 一、九二八	第七項	社會事業費補助金 一三、〇〇三
第七項	過年度收入 二五、三六八	第九項	時局事務補助金 六、〇八〇
歲入經常部計	三三、一九九	第三款	寄附金 一、一五、一一三
臨時部計	七、九四四	第一項	土木費寄附金 七〇〇
總計	四一、一四三	第二項	教育費寄附金 一五、〇〇〇
第一款	繰越金 七、九四四	第四項	勸業費寄附金 九九、四一三
		第七款	縣債 九七、七〇〇

00962

第十款	立替金 九七、七〇〇	第十一款	社會事業費 一五〇
第一款	勸業費立替金 四、八四一	第三款	社會教育費 一五〇
歲入臨時部計	四、八四一	第三項	社會教育諸費 三、九〇七
歲入合計	四九〇、六七四	歲出經常部計	三、九〇七
歲入合計	五二三、八七三	臨時部計	一八九、二八四

第三款	縣職員費 四、四〇五	第二款	教育費 一五、五〇〇
第一項	俸給諸費 四、三〇五	第十項	商業學校費 一五、五〇〇
第二項	廳費 一〇〇	第一款	勸業費 四、三五二
第四款	警察給及諸費 四、五七三	第七款	土木補助費 二、四〇〇
第一項	俸給及諸費 三、四四四	第一款	土木補助費 二、四〇〇
第二項	廳費 一、一二九	第十款	勸業補助費 一〇、二三三
第五款	警察廳舍修繕費 三五〇	第一款	社會事業補助費 一〇、二三三
第一項	修繕費 三五〇	第一款	社會事業補助費 一、二〇七八
第七款	教育費 一、一六〇	第二十一款	農業水利改良事業費本年支出額 二四六、八四二
第四項	農業學校費 一六〇	第三項	入橋町外六ヶ村用水改良事業費本年支出額 四三、三四二
第十項	學費 一、〇〇〇	第四項	天津村外三ヶ村用水改良事業費本年支出額 一〇一、〇〇〇
第十四項	產業獎勵費 一七二、八八五	第五項	庄内村外三ヶ村用水改良事業費本年支出額 七〇、一四〇
第十五項	產業諸費 一、八五四		

00963

第六項	大井手下流用水改良事業費本年度支出額	三三、三六〇	第一項	內務職員共濟組合費	一一、九八四
第二十八款	災害防止林業施設費	六、三五一	歲出臨時部計		三三四、五八九
第三項	類雪防止林造成費	六、三五一	歲出合計		五二三、八七三
第三十四款	事業變費	一六、一一五	昭和十六年度特別會計自作農創設維持獎勵資金歳入歳出追加豫算		
第四項	勸業費	六、四八五	第六款	繰越金	二、八〇〇
第五項	防空費	三、五五〇	第一項	繰越金	二、八〇〇
第七項	國民精神總動員費	六、〇八〇	歲入合計		二、八〇〇
第五十三款	雜出	七、七四四	第三款	還付金	二、三八〇
第二項	過年度過納下戻金	三、七三六	第一項	還納還付金	二、三八〇
第三項	過年度返納金	四、〇〇八	第四款	雜費	四二〇
第六十款	敬神思想普及獎勵費	一、〇〇〇	第一項	合計	二、八〇〇
第六十一款	敬神思想普及獎勵費	一、〇〇〇			
政府職員共濟組合費		一一、九八四			

鳥取縣告示第六百三十一號

昭和十六年八月一日

本籍 鳥取縣八頭郡智頭町大字大呂六番地

昭和十六年五月二十一日婚姻ニ依リ本籍並前姓玉井ヲ瀬戸川ト變更ノ爲同年六月二十二日付名簿訂正方出願同年七月二十四日訂正

鳥取縣知事 八 田 三 郎
瀬 戸 川 靜 枝

00964

鳥取縣告示第六百三十二號

昭和十六年八月一日

昭和十六年二月鳥取縣告示第百十五號出產用局方ガーゼ及綿並ニ家庭用綿配給統制要綱中左ノ通改正シ九月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 第二第三第四中「卸組合」ヲ「卸賣機關」ニ改ム
- 第九中「五百グラム」ヲ「四百グラム」ニ改ム
- 第三第四第十三第十五第十六第十七中「小賣組合」ヲ「小賣機關」第十六中「毎月七日迄」ヲ「毎月十五日迄」ニ改ム
- 別記第一號様式ヲ左ノ如ク改ム

縦 八センチメートル

鳥取縣知事 八 田 三 郎

(面 表)

出產用局方ガーゼ購入券
3メートル

市、町、村 長 印

昭和 年 月 日 發行
昭和 年 月 日 迄有効

購 入 者 名 住 所 氏 名	印
販 賣 者 名 販 賣 氏 名	印

引換年月日 昭和 年 月 日

ルトーメチンセ〇一 横

(面 裏)

注意 事項

別記「購入券裏面記載注意事項」ノ通

00965

縦 八センチメートル

(表) (面)

購入券 (精製脱脂綿・脱脂綿ノ内一種) 衛生綿ノ内一種 出産用綿

400 グラム

市、町、村 長 印

昭和 年 月 日 發行
昭和 年 月 日 迄有効

購入者 住所氏名	印
販賣者 氏名	印

引換年月日昭和 年 月 日

横一センチメートル

(裏) (面)

注意 事項

別記「購入券裏面記載注意事項」ノ通

縦 八センチメートル

(表) (面)

購入券 (精製脱脂綿・脱脂綿ノ内一種) 衛生綿ノ内一種 家庭用綿

50 グラム

市、町、村 長 印

昭和 年 月 日 發行
昭和 年 月 日 迄有効

販賣者 氏名	印
-----------	---

引換年月日昭和 年 月 日

横一センチメートル

(裏) (面)

注意 事項

別記「購入券裏面記載注意事項」ノ通

00966

別記第二號様式及事項ヲ加フ

(裏) (面)

注意 事項

別記「購入券裏面記載注意事項」ノ通

別記第一號、第二號購入券裏面記載注意事項
購入者

- 1 購入者ハ市、町、村長ノ指示スル地域ノ小賣業者ヨリ本券ニ依リ購入シ得ルモノトス
- 2 購入者ハ自己ノ氏名欄ニ捺印スルモノトス

◇鳥取縣告示第六百三十三號

米子市畜産組合ニ對シ米子、淀江、大山口、法勝寺定期家畜市場廢止ノ件昭和十六年八月一日認可セリ
西伯郡畜産組合ニ對シ米子、淀江、大山口、法勝寺定期家畜市場廢止ノ件昭和十六年八月一日認可セリ
鳥取縣知事 八 田 三 郎

◇鳥取縣告示第六百三十四號

入頭郡畜産組合及米子市畜産組合ニ對シ常設家畜市場開設ノ件許可シタルニ依リ家畜市場法第七條ニ依リ禁止區域及禁止期間左ノ通指定ス

昭和十六年八月一日

市場名	區分	開設地	取扱家畜	開催日	禁止區域	禁止期間
船岡常設家畜市場	本場	入頭郡船岡村船岡	牛馬	每 月 二十四日	入頭郡一圓	
同	分場	同 若櫻町	同	同		
同	分場	同 智頭町	同	同		

00967

米子常設家畜市場	本場	米子市勝田町	同	每月 二十四日、十六日、十八日、二十日、廿二日、廿四日、廿六日、廿八日、卅日	米子市 西伯郡一圓
同	分場	西伯郡湊江町	同	每月廿三日、及四月廿一日、廿二日、五月廿一日、廿二日、七月十三日、九月廿一日、廿二日、十月十三日	市場開催日 前日一日トス
同	分場	同 郡所子村	同	每月 二十五日	
同	分場	同 郡法勝寺村	同	每月 十五日	

◇鳥取縣告示第六百三十五號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年八月一日

- 鳥取縣知事 八 田 三 郎
- 一 建築主ノ住所氏名 鳥取市吉方五二八番地ノ四 植 田 清 八
- 一 建築物所在地 鳥取市吉方五二八番地ノ四
- 一 建築物ノ用途 住宅兼作業場
- 一 構造種別及棟數 木造瓦葺 (一部鐵板) 二階建 一棟
- 一 建築物ノ面積 建築面積 二二二、九五三平方米
突出セル部分 一一一、六五二平方米
- 一 命令事項
- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス

00968

◇鳥取縣告示第六百三十六號

昭和十二年法律第九十二號第三條ノ規定ニ依ル職務執行ニ關スル證券左ノ通返納並交付セリ

昭和十六年八月一日

- 鳥取縣知事 八 田 三 郎
- 一 前項ノ存續期限満了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期限内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ
- 返納者官職名 鳥取縣知事 八 田 三 郎
- 第二號 返納者官職名 同上氏名
- 第一號 鳥取縣農林主事補 小林 壽 雄
- 證券番號 交付者官職名 同上氏名
- 第四號 鳥取縣農林主事補 市 村 宗太郎

正 誤

區 別	頁	段及行	誤	正
昭和十六年三月十四日鳥取縣告示第百三十一號ゴム車輪ノ販賣價格	一〇	末ノ行	同同修理品同七、三〇	同同修理品同二五、九二
昭和十六年六月十三日鳥取縣告示第百七十五號黑糖白下糖ノ販賣價格	一一	二行目	一一、〇〇	一一、〇〇
昭和十六年六月二十日鳥取縣告示第百四號内地產豆類ノ販賣價格	一一〇	一〇行目 一四行目 一五行目	四四四 等等等	等等等 外外外

彙

報

暴利取締令の強化!!

買占・賣借・抱合せの嚴禁
業者全般細心の留意を望む

(商 工 課)

いはゆる暴利取締令(正しくは暴利行爲等取締規則)が改正せられて、七月十日の官報を以て公布、同月十五日から實施せられたが、これによつて買占めや賣借みが原則として全般的に禁止せられ、抱合せ販賣や負擔附の販賣も處罰せられ、又周旋料に關する制限も擴張せられるに至つた。

支那事變もこゝに滿四年を過ぎて物資の統制は益々強化され、その營業上に於ても種々の制限が加はつてゐる上に、今回の改正によつて一層これ加重せられることになつたのであるが、刻下の戦時經濟からいつて全くこれはやむを得ないことである。國際情勢は逐目重大となりつゝある今日、縣民全股の自覺的な協力によつて充分これを遵守せられ、進んでいよゝ新しい商業道德の樹立に邁進せられるやう切望する次第である。左に今回改正せられた重要點について説明することとする。

一 買占め又は賣借みの禁止

改正規則第一條第二項は「何人ト雖モ主務大臣又ハ地方長官ノ指示アリタル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外營利ノ目的ヲ以テ又ハ自己ノ業務ニ關シ買占又ハ賣借ヲ爲スコトヲ得ズ」と定められた。従來は「暴利ヲ得ル目的」に限られてゐた取締がこの改正によつて「營利ノ目的ヲ以テ又ハ自己ノ營業ニ關シ」てなされる買占めや賣借み行爲を嚴禁せられるに至つたのである。

現下の物資供給状態からいつて買占め及び賣借みの行爲は最早や暴利を目的とするしに拘らず、物資の偏在そのものによつて配給の公平を害するに至るので、廣く買占めや賣借みを取締ることとなつたのである。條文に明かな如く右の規則に反したものは商工業者以外の個人であつても、また公益法人や各種組合でも處罰されるから注意を要する。

二 抱合せ又は負擔附販賣の禁止

規則第一條第二項には「何人ト雖モ主務大臣又ハ地方長官ノ指示アリタル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外他ノモノヲ併セ又ハ負擔ヲ附シテ物品ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ」と規定せられて、所謂抱合せ販賣及び負擔附販賣が禁止された。抱合せ販

00970

賣の禁止はこの頃よく聞かやうに、然しいものを店頭に見受けて買はうとしても、他の物としよでなければ賣つてくれないといふやうな行爲を取締るものであり、負擔附販賣の禁止とは、たとへば保險會社の代理店を兼ねてゐる商店がその保險に加入せねば物品を賣らぬといふやうな場合をさすのである。

尙、抱合せ販賣については従來長年慣行せられてゐる文房具や果物のやうな詰合せもの、組物等があるのであるが、これらの場合に於ては業者團體に於て豫め行政官廳の承認を受けて、その承認を受けた事項を店頭に掲示して置かねばならぬことになつてゐる。

三 「正當ノ事由」について

前二者の條文中に「主務大臣又ハ地方長官ノ指示アリタル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外」と示されてゐるが、この主務大臣若は地方長官及びこれに準ずる行政官廳の命令又は指示は口頭に依る場合も包含するのであるけれども、本縣知事の指示は總て告示又は書面の形式によることになつてゐる。業者がこの指示によつて除外を行ふ場合に於ては、必ず業者に於て其の旨店頭に掲せねばならない。

又「正當ノ事由」の中には行政官廳等通牒に基く切符制施行の物資について、切符を提示しないもの又は不正の切符を提示した

者に對して販賣を拒絶する場合があるし、又、不足物資を公平に配給する爲に一日或は一人につき販賣數量を限定する場合がある前者に對する拒絶は當然であるが、後者の場合に於ては業者の組織する團體に於て豫め行政官廳の指示又は承認を受けて、その旨店頭に掲示しなければならない。

四 周旋料の制限

改正規則に「何人ト雖モ不當ノ報酬ヲ得テ物ノ賣買ノ媒介ヲ爲スコトヲ得ズ」と定められてゐる。これは近來不動産の賣買周旋料が不當に昂騰し、また場合によつては宅地建物等價格統制令の脱法行爲の手段に用ひられるやうな事例もあるので、これらについて禁止の規定が設けられたのである。即ち従來は一般不動産の賣買周旋の場合、周旋料として不當の報酬を得ることを禁止されてゐたのを不動産の場合にまで擴大されることとなつたのである。

五 價格表示義務除外の權限

従來、價格及び(2)等の表示義務除外の權限を地方長官にのみ認められてゐたのであるが、今回これを改めて主務大臣に於てもまたこれを爲し得ることとなつた。即ち規則には「第二條第一項中「地方長官」ヲ「主務大臣又ハ地方長官」ニ改ム」と改正されてゐる。

00971

全國學童水泳大會

國民皆泳をめぐして 八月十日全國一齊に

(學務課)

連年全國學童の水泳大會を開いて来た日本水上競技聯盟では、文部省・陸軍省・大政翼贊會・日本放送協會後援の下に「第四回國民皆泳全國學童水泳大會」を、来る八月十日(荒天の爲實施し得ざる地方は翌日)午前九時二十五分より、明治神宮水泳場よりのラジオの號令によつて全國一齊に開催することになった。

本大會は一人五十米宛同一學校在籍兒童十名を一組として五百米繼泳とし、初等科男子・女子、高等科男子・女子の四種に區分し同一學校よりA・B・C……組等數組を編成して參加せしめることも出来るのであつて、二校以上聯合し、又は一學校が單獨に實施するも差支へなく、會場は二十五米又は五十米プールを原則とするも、プール設備のない處では海岸・河川・湖水等で危険のない場所を選ぶもよい。會場にはラジオ裝置を行ふを原則とするが、設置不可能の處ではこれを缺くもやむを得ぬ。

總ての日本人は陸を歩き得ると同じやうに水を泳ぐことも出来ねばならない。今次の聖戰に於てクリック戰に或は敵前上陸に、水

泳が武術として絶対に必要であることは動かすべからざる事實である。凡そ日本男子たる者は、一度び戰場に臨んで水泳の出来ぬ爲に少しでも行動の敏速を缺いたり、又は無益の犠牲となつたりすることは大なる耻辱といはねばならぬ。又附添の母親や監督の教員が水泳を知らない爲に、毎年如何に多くの悲むべき災厄が起きてゐることであらうか。自分が泳げぬために子供の溺れるのを救ふことが出来ないやうでは決して立派な母親とはいへないのであつて、かゝる日本女性は一人も無いやうにしなければならぬ。もしそれ水泳が老若男女にとつて理想的な全身運動であつて國民体位向上に非常なる効果を有することは既にスポーツ醫學の證明するところである。總ての日本國民は、國防の爲にも護身の爲にも亦心身鍛鍊の爲にも是非水泳を實行せねばならないのである。

しかし國民皆泳の實を擧ぐべき最善の方法は、總ての國民學校兒童をして水泳を習得せしめることである。丁年に近くなつて水泳を學ぶことは非常に困難であるが、十三・四歳までの間に教ふるならば頗る容易にこの目的を達し得るのである。即ち全國學童に水泳教授を實行するならば、十年を出でずして全國壯丁にも母親たるべき女子にも、一人の泳ぎ得ざるものなきに至るわけである。何とぞ國民皆泳の目標の下に、全國民學校残らず水泳を學習せしめ、勝敗の念、技術の優劣以外に學童水泳練成の好機として本大會に参加されるやう希望する次第である。

昭和十六年八月一日印刷
昭和十六年八月一日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所